

出荷制限・自粛などの影響を受けた 農林漁業者の皆様へ(つなぎ融資のご案内)

- 出荷制限・自粛などによる被害を受けた農林漁業者の方が借り入れるつなぎ融資について、国が実質的な保証を行うこととしました。
- 国が実質的な保証を行いますので、例えば、債務の延滞を理由に融資が受けられなかった方でも、当座の資金繰りのためにつなぎ融資を借り入れることができます。

《ご利用にあたって》

- ① 県及びJA・JFグループの利子助成により、実質的に無利子での融資となっています。(条件は県や融資機関によって異なる場合があります。)
- ② 例えば、債務延滞者であっても、
 - ・ 出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度
 - ・ 風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度まで借り入れることができます。
- ③ 申込みに当たっては、あらかじめ、東京電力に賠償請求を行って下さい。その上で、賠償請求額を記入して下さい。
- ④ 返済は、東京電力からの賠償金等の入金時になります。

お問い合わせ・ご相談先：

金融機関等において連絡先を記入願います。

- ・ お近くの金融機関 (基金協会と契約を締結している農協、銀行、信金、信組など)
- ・ 農業信用基金協会・漁業信用基金協会
- ・ 農林水産省経営局金融調整課 (03-6744-2171)
- ・ 水産庁漁政部水産経営課 (03-3502-8416)

**つなぎ融資資金の借入時に必要な書類
(このほか金銭消費貸借契約書等が必要
です。)**

〔 ひ な 形 〕

覚 書

- 1 この覚書は、〇〇 〇〇（債務者兼保証委託者。以下「丙」という。）が、原子力損害の賠償に関する法律に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会において、原子力損害の範囲の判定指針等に基づき丙に支払われる賠償（以下「賠償金」という。）が実際に丙に対して支払われるまでの間、〇〇農業協同組合〔銀行・信用金庫・信用組合〕（以下「乙」という。）から借り入れ、〇〇農業信用基金協会（以下「甲」という。）に債務保証を委託しようとするつなぎ融資資金の償還方法、賠償金の入金口座及びつなぎ融資資金の借入額の計算方法について定めるものとする。
- 2 つなぎ融資資金の償還方法は、東京電力株式会社から丙が指定した入金口座に賠償金が振り込まれたとき、本件つなぎ融資資金以外の借入金の償還金又はその他債務に先立ち、丙はすべての賠償金をつなぎ融資資金の弁済期の到来の有無に関わらず、つなぎ融資資金の返済にあてるものとする。
- 3 丙が指定する賠償金の入金口座は、〇〇農業協同組合〔銀行・信用金庫・信用組合〕〇〇口座〇〇〇〇とする。
- 4 つなぎ融資資金の借入額の計算方法は、出荷停止品目の廃棄および不耕作地の損害に係わる報告書及び風評被害品目の廃棄および不耕作地の損害に係わる報告書の損害金額の合計額に2分の1を乗じて得た金額を上限とし、1,000円未満の金額は切り捨てる方法によるものとする。
- 5 この覚書は、3通作成し、甲、乙及び丙において各1通を保有するものとする。

平成23年〇月〇日

甲 〇〇農業信用基金協会
会長理事 印

乙 〇〇農業協同組合〔銀行・信用金庫・信用組合〕
代表理事組合長〔頭取・理事長〕 印

丙 債務者兼保証委託者
住所
氏名 印

(別紙)

つなぎ資金の借入額計算資料

1. 出荷停止品目の廃棄および不耕作地の損害に係わる報告書((1) + (2))
_____円
 - (1) 廃棄金額 _____円
 - (2) 圃場廃棄及び不耕作による損害金額 _____円

2. 風評被害品目の廃棄および不耕作地の損害に係わる費用((1) + (2))
_____円
 - (1) 廃棄金額 _____円
 - (2) 圃場廃棄及び不耕作による損害金額 _____円

3. 損害金額合計(賠償請求額)(1 + 2) _____円

4. つなぎ融資の借入額(3 × 1/2が上限。1,000円未満切り捨て)
_____円

つなぎ融資借入申込書兼債務保証委託申込書(農業経営復旧対策特別保証)

- 農業協同組合[銀行・信用金庫・信用組合]
代表理事組合長[頭取・理事長] ○○ 様
- 農業信用基金協会 代表理事会長 ○○ 様

住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生(歳)
電話番号

下記の通りつなぎ資金(農業経営復旧対策特別保証)を借りたいので申し込みます。

東京電力への賠償請求額 (A)	千円
借入申込額 (B) \leq (A) \times 1/2	千円
借入希望日	平成23年 月 日
償還期限	年
うち据置期間	年
資金使途	
既往資金借入先金融機関	